五九・〇三―五九・〇九	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五二・一二項まで、第五五・〇九項から第五五・一〇項まで、第五七・〇一項から第五七・〇四項まで、第五九・〇二項から第五九・〇五項までの各項から第六〇・一一項から第六〇・一四項までの各項からの変更を除く。）	
五九・一一	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五二・一二項まで、第五五・〇九項から第五五・一〇項まで、第五七・〇一項から第五七・〇四項まで、第五九・〇二項から第五九・〇五項までの各項から第六〇・一一項から第六〇・一四項までの各項からの変更を除く。）	
六〇	CC	メリヤス編物及びクロセ編物
六一	CC（第六〇類からの変更を除く。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六二	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五二・一二項まで、第五五・〇九項から第五五・一〇項まで、第五七・〇一項から第五七・〇四項まで、第五九・〇二項から第五九・〇五項まで、第六〇・一一項から第六〇・一四項までの各項から第六〇・一一項から第六〇・一四項までの各項からの変更を除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三（ただし、次のものを除く。） 六三・〇九―六三・一〇	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五二・一二項まで、第五五・〇九項から第五五・一〇項まで、第五七・〇一項から第五七・〇四項まで、第五九・〇二項から第五九・〇五項まで、第六〇・一一項から第六〇・一四項までの各項からの変更を除く。） WO	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

六四	CC	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
六五（ただし、次のものを除く。） 六五・〇一―六五・〇二	CTH CC	帽子及びその部分品
七〇・一八・一〇 七〇・一八・九〇	CC CC	ガラス及びその製品
七一・〇六	CTH（第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、VNM六十パーセント (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合 (1)又は(2)の工程を経ること。 第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石（貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
七一・一〇	CTH（第七一・〇八項からの変更を除く。）又は、VNM六十パーセント (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合 (1)又は(2)の工程を経ること。 第七一・〇六項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。	
七一・一三	CTH（第七一・一四項からの変更を除く。） (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合 (1)又は(2)の工程を経ること。 第七一・〇六項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 VNM六十パーセント	